

平成21年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成21年6月25日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

きょうは第15回ということ、この検討連絡会議は第15回ということですが、最初に事務局のほうから配付資料の説明等をお願いします。

事務局 それでは、事務局のほうから本日の配付資料の御確認をさせていただきたいと思います。

お手元の次第をめくりまして、資料1が条例に盛り込むべき事項（区民検討会議案）条例の基本的考え方になります。

資料2が条例に盛り込むべき事項（議会案）総則・原則になります。

資料3、条例に盛り込むべき事項（専門部会案）条例の基本的考え方になります。

以上、資料1から3までは、せんだっての副座長の打ち合わせ会におきまして様式を統一するというので、ほぼ同じ様式で資料として作成させていただきました。

そして、本日の資料4になりますが、区民・議会・行政 検討項目一覧になりますが、こちらは以前にお配りしている資料なんですけれども、議会のほうの上から6段目のところの自治体運営の基本原則のところなんですけど、以前は住民参加の仕組みということで別の項目を設けていたんですけど、それと統合して自治体運営の基本原則ということで一本化されたということで、改めて項目一覧のほうをお配りしております。

また、本日、議事の2点目でこちらのほうを参考にさせていただきながら意見交換していただければと思っております。

事務局からは以上です。

辻山座長 はい、ありがとうございます。

これはいいですね。それでは、早速中身に入りたいと思いますが、きょうは議題を見ていただくわかるように、総則の基本的考え方のところについてのそれぞれの意見交換をしていくということと、もう一つは次回以降、どんな順番で検討を進めていくか、こういうこととあります。主として多くの時間は内容についての討論ということになるかと思えます。

進め方ですが、今、御紹介いただいたように、様式を統一するとか位置づけというようなものを入れてくるとか、いろいろ工夫がされているようですが、それぞれどういう経過でこういう内容になったかというようなことも含めて御報告をまずいただいて、そこから少し議論していく。やり方は前回と大体同じと考えていいのではないかと思いますので、毎回順番にこだわるのは嫌なので、とじてある順番にいきましょう。

ということで、区民検討案からお願いいたします。

高野委員 前回、ここの基本的考え方の基本理念の中で決めてきたことがここの1、2、3と番号が振ってございませんでした。それで、今お示ししている3番目の部分が「区民が自治の担い手として地域の課題を解決する」というところが3番に移り変わったと。

それから、「新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される」という部分を今回1番にしたと。

2番目に入る前に、前回の中で協治という言葉があって、座長のほうから統治という意味合いが入るのかという御指摘もあったんですけど、一応この部分は、協治という言葉については、趣旨については盛り込みたいが、文言としては盛り込まないということが決まったと。

それと、あともう一つ問題点があったのは、条例の原則について基本理念に盛り込むのかどうかという話があって、その件に関しては盛り込まないということで決めました。

それともう一つ、基本理念の中に人権の尊重についてということで、単純にキーワードの中においてはいろいろ、人権尊重はだれとだれと、だれとだれととかと、高齢者とか子どもだとか、そういうふうな例示があったんですけど、その例示を削除しちゃうという考え方で検討しました。その中で、項目で検討会議の中で4つの選択肢があったと。この基本理念を前文に盛り込むのか、あるいは基本理念に盛り込むのか、前文と基本理念の双方に盛り込むのか、また資料の14番目の平和・人権の双方にするのか、前文とそこの項目双方に盛り込むのかということで、4つの選択肢で話し合いました。最終的には、今こちらのほうに「新宿区は、人権を尊重し、ひとりひとりを大切に作る区政を行う」というところで一応落ち着きました。

それで、理念に盛り込んだから前文とか、あるいは個別の項目に置かないということではなくて、一応前文や個別項目で置くべきかどうかというのはまた改めてもう1回、この人権の尊重というのを整理した中で考えていこうというふうな考え方をしています。

それからもう一つは……前の資料はないからいいが、余り細かなこと言わないでね。ということで、一応そういう形で決まったと。それで、みんなで話し合った中で、自治の基本原則として基本理念は検討しないという選択肢、あるいは個別項目の中で盛り込むというふうな選択肢。それからもう一つ、各個別項目について検討し、その後には仮設自治原則を設定する必要があるかどうかを最終的に決めていこうという先ほどの重複でございますが、そういうふうな状況での結論が出たという流れであります。

それで、次の目的なんですが、この目的の中の「理念（原則）」に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割（権利・責務）を明らかにする」というところで、ここの理念（原則）の部分は、先ほど述べましたように自治の原則を項目として置くかどうかはそれによって表現が変わるので、意図的に括弧をつけたというところがあります。それから、それに伴って権利・責務の部分も同様であります。

あとは、一番下の位置付けについてですが、結論的には「この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る」というふうな文に一応検討会議の案としては決まりました。

ただし、そこには表の右側の留意点というところで、「最高性を担保するしくみが必要」とか、あるいは「既存の条例の見直しについて検討する」というところが留意事項ということになっております。

それで、最高規範の話なんですが、最高規範と最高規範性の違いということで、その部分で最高規範性が、「性」がつくとどうも性格は弱まるという運営会のほうで理解していました。それともう一つは、条例等の「等」というのは範囲の意味で、例えば計画、規則も含むという意味合いで、意図的に書き込まないで「等」にしたというところがございます。

それからもう一つは、制定、改廃に当たっては、趣旨として当然既存条例の見直しがされるのではないかなというところも含めて、そういうふうな表現をしていると。ということで、附則というか、そういうところで書き込むのを考えてはどうなのかとかいろいろな議論がありましたが、最終的には留意事項としてはどうだということで、区民会議のほうのそこに落ち着いたという状況がきょうの資料の説明でございます。

辻山座長　じゃ、ほかの委員の方から何か補足などございますか。いいですか。

じゃ、なければ行政及び議会の側からの質問などを出していただきたいと思えますけれども、（「どうでしょうか、全部」と呼ぶ者あり）先にやったっけ、この間、一通り。（「ええ」と呼ぶ者あり）そっか、そうしましょう。じゃ、議会案の説明を受けることにいたしましょう。

根本委員　私のほうから議会案のほうを簡単に報告します。

前は、我々がまとめたものをそのまま出したんですよ。それで、なかなかわかりにくいということもあまして、おとといの副座長の調整会議といいましょうか、高野さんと私と藤牧さんとで打ち合わせしたときに区民検討会議案のこのフォーマット、これに統一しようと。これに区民検討会議案で議論されたところに合わせた形で、私たちのこの中から引っこ抜いて落とし込んでいこうということで大変わかりやすくなったと思うんですけども、こういうふうになっています。ということが1つです。ですから、基本理念、目的、用語の定義、位置付けということに近いものをきのう、我々の小委員会をやりまして落とし込んだといいましょうか、あとは議論不足だったところもありましたから、きのう改めて議論して、文章的にこういうふうに整理しました。

我々のほうは、大項目は、区民検討会議案のほうは19項目になっていますけれども、我々は9項目になっているんですね。ゼロから始まっているから8になっていますけれども、その9項目で目的のところとか用語の定義、縦書きが中項目で、それで小項目というようなことになっています。そこの中でしたがって総則と原則というところが当てはまるかというふうに思います。

そこで、目的、用語の定義、最高規範性、理念、原則というところについてですけども、大体こんなようなことで、目的は「自治の基本理念、区政運営の基本原則及び基本的事項を定め、区民が主人公の自治の実現を図る」。

それから、用語の定義は、これはかなり議論しまして、きのうというんじゃなくて、これは1年半ぐらい前の議論ですから、ずっと全部議論した後でもう1回しようということですので、この後、半年後ぐらいの議論のところでもう1回議論しようよということになってはいますが、この時点では区民ということで「区内に住所を有する人、区内で働く人、区内で学ぶ人とする」と。区民等というのは「上記　に区内で事業を営む事業者、区内で活動する団体を加えたもの」を区

民等ということで、こんなような議論をしています。

それから、最高規範性ということについては「最高規範であり、他の条例制定、改廃の場合の尊重及び整合義務を盛り込む」、要するにちょっとこの文章はあれだけでも、改廃の場合の尊重と整合性を持たせることということの義務を盛り込むんだということでもあります。

それから、理念はこの5項目を理念として入れようと、市民主権、人権の尊重、恒久平和の追求、地球環境の保全、国際性・多文化共生。市民主権の件はこの前議論したんですが、この理念は目指すべき方向を表現するんだと。

それに向けて理念を具体化するために原則としてこういう参画と協働、情報の共有、多様性の尊重、自己決定・自己責任、地域自治の尊重ということを原則として考える。これも各論がその後ずっとありますから、ここではこういう議論をしてそのままさっと流していったということで、とりあえず落とし込んだということなんです。自己決定・自己責任というのはここに入れ込みましたけれども、議会の側から言うのが適当かどうかというのは、区民の皆さんの意見も聞きながらまた判断していけばいいんじゃないのということで、我々としては入れ込みました。

このようなことなんです、こういう総則、原則を議論する前提として、この枠外に条例全般のイメージというようなことで書いてありますけれども、この点もかなり議論しまして、それから総則だとか原則に入っていたものだから、この辺はどうなのかということで、前段で少し議論をしたいなと思っているんですが、条例のまずイメージということで、どんな条例にしていくんだらうかと。それは自治の実現の理念型なのか、あるいはまちづくりということについても細かくそういうことを考える条例なんだらうかということでいろいろ議論しまして、基本的には子どもや外国人にもわかるようなわかりやすいものにして、区民主権、自治の実現ということを主張するようなことで理念条例にして、できるだけ基本的な理念を盛り込んでいくようなわかりやすい条例にしていこうよということと、特にまちづくりという言葉はどうだらうかということもあったんですが、まちづくりというの意味がいろいろな意味にとれるということもあって、要するに自治の基本理念ということで、まちづくりという言葉は途中で各論では使っていますけれども、自治の基本理念ということで整理していこうと。

それから、最高規範の条例ということだから簡単にくるくる変えるということではなくて、できるだけ解説書などをつくって解説の中でちゃんと解釈できるようなことにしていこうというようなことで、この辺を議論して、その上に立って9項目にしていっていったという経過がありましてね、したがって非常にコンパクトになっているということですので、どういう条例にしていくのかというのはどこで議論したらいいんだらうかということも含めて、きょう、ちょっと条例のイメージというか、全般的なイメージなんかも含めて私のほうから問題提起していこうということもありまして、御報告させていただきました。

辻山座長 はい、ありがとうございました。

ほかの委員の方からは何か補足ございますか。いいですか。

それじゃ、専門部会案を説明していただきたいと思います。

藤牧委員 それでは、お手元の資料3でございます。

前回議論をいたしました条例の目的、用語の定義、基本理念・基本原則というところで、もう一度それを振り返って議論をして、あわせて資料3の一番下に箱書きがございますが、位置付けについて議論を進めてまいりました。

まず、この位置付けなんですけれども、(1)として「この条例は新宿区における自治の基本を定める最高規範である」というふうに盛り込んでどうかということで、最高規範性を入れるということです。それから、(2)は「区は他の条例、規則等」、この「等」というのは要綱とか、あるいは計画とか、そういったようなものも含まれるんですが、「制定、改正、廃止に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、この条例との整合性を図らなければならない」というようなうたい方をしてはどうかと、この2点を盛り込むという案でございます。

それで、前回のところで箱書きの中の用語の定義のところをごらんいただきたいんですが、このところで、でちょっと御指摘いただいてそのままになってしまったんですが、区民の定義ですね、区内に住所を有する人、働く人、学ぶ人、地域活動を行う人というふうに直していきんですが、この中で例えば土地所有者とか、そういうような、よく地権者というような言い方をするんですけれども、そういう人もやはり含めていく必要があるんじゃないかというようなことで、具体的にそういうのを全部例示していくと相当長くなってしまいうので、この中で言うと事業を営むとか、あるいは地域活動を行うとかというようなところにそういった概念も含めていってはどうかというような話になりました。

それから、基本理念・基本原則の箱書きの中ですが、(1)の自治のめざすものということで「個人の尊厳と自由が尊重され」、従来は区民の福祉が実現されるというような表現で、かなり幅広いとらえ方をした区民すべての福祉が実現されるというような意味合いで、前回、区民ということをごここで改めて言っているんですが、少し目指すところを住民福祉の向上というふうに限定というんですかね、もうちょっとターゲットを明確にしたほうがいいんじゃないかというような意見が、前回かなりその意見が有力だということをご申し上げたんですが、そういうことをごここは住民と、区民ということではなくて住民のように修正させていただきたいというふうにご思っております。

いずれにしても、このあたりは今後の議論の展開によってはもう一度戻って再定義するとか、そういうようなことになるだろうというふうにご考えております。

辻山座長 専門部会はそのほか補足とかございますか。どうぞ。

折戸委員 今、藤牧委員のほうからも話がありましたご、今、都市計画とかまちづくり、地区計画みたいなものを決めるときに関係権利者と言うんですけれども、土地とか建物を持っていていらっしゃる方の3分の2以上の同意というのがかなり必要とされていまして、都市計画法なんかでは関係権利者の3分の2以上の同意をもって住民の意思とみなすみたいな規定もあつたりしまして、法的な手続なんかでもそういうふうにごしているということになりますと、必ずしも住民票はないんですけれども、そこに土地をお持ちである、あるいは建物ををお持ちであるとか、あるいはそこに権利をお持ちであるとかという方についても、そうした都市計画というんですご、そうしたものを決めるときに要素になっているというふうにご考えると、そうした人たちも区民の定義の中に含まれるというふうにご考えていくと、少しまちづくりを考えると、それはいいのではないかとごいうような議論もございましたご、今、藤牧委員のほうからも話がございましたご、ごいうような議論もあつたということでごございます。

辻山座長 なるほど、なるほどね。はい、そのほかありますか。

なければ、相互にここはどうだろうかというごうなことで意見交換をしていきますけれども、実は議会のほうから大事な提案がありました。この条例そのものをどんな仕上がりとしてイメージしていくのか。ざつとご考えても、例えば今、話が出ましたごうに、骨格をつくって、そしてしよっちゅう改正しなくてもいいごうなものを目指していくのか、つまり憲法でいうと硬性憲法ごうな、なかなか改正しにくいものとしてご考えていくと、その場合には、例えば今説明があつたごうに、解説書で解釈の変更などをやっていくごうな手だても要るんだらごうかというごうなことでご、ごうではなくてどんどんと市民の提案で変えていく、あるいは議会などで変えていくことのできる条例にするのか。

もう一つは、さっき触れました骨格でいくのか、それともできるだけ詳細に書いていくのかというごうなこと。それから、一番大きいのは、議会の報告では理念条例という言葉を使っていたごうと思えますけれども、理念条例という色彩を強く出していくのか、それとももっと実効性のあるものを目指していくのかというごうなことについて少し了解をしておかないと、相互の質問がそこを了解なしにいきますと随分細かいことばかり聞くじゃないかとご、ごうということになってしまいますので、ごうとその辺の御意見を聞かせていただごうと思えますけれども、区民検討会議ではそんなことは議論されましたご。

高野委員 検討というご、まだ人によってはまちづくり、それから人によっては理念ということ、まだ統一というご整合性はないんですけれども、多数の人たちがどうもまちづくりはまた別にまちづくり条例というのものもあるだらごうから理念のほうじゃないかななんていう話は出ていますが、今は特にそちらの方向にみんなの気持ちがいごうということではありません。

辻山座長 なるほど。専門部会のほうではどうですか、何か。

藤牧委員 その辺は十分に議論しているということではないんですが、きごう、お手元にお配りしてあります一番最後の資料4、専門部会でご考えている条例の項目がこれだけある中で、やはり詳細か骨格かという部分でいえば骨格だらごうというふうにご思っております。例えば、この項目の中で、行政の役割とその運営という区分の中で、例えば行政手続というごうなところは行政手続条例があつたりとか、ごうごうにそれぞれ、例えば区政への住民参加の仕組みというごうなところでパブリック・コメントの規則があつたりとか、ごうごうにかかなり新宿区は区政運営にかご

わるそういった個別条例というのがかなり整備されている状況にありますので、それらはそれぞれ個別の条例に詳細は譲って、やはり自治ということについての骨格を、区政運営の骨格を定めるといようなものになるだろうというふうに想定しています。

それからあと、理念を示すのか実効性あるものにするのかということなんですが、これはそれぞれ項目によってどっちかなというところが多分あると思うんですね。もちろん理念は当然示さなければいけないんですが、やはり理念ばかりではせっかくつくる条例ですのでね、やはり実効性のある部分も追求していかなきゃいけないなというふうに思っております。

それで、あと改正のところなんですが、先ほど最高規範性というところで例えば特別多数議決を要するような、例えば議会の可決要件が3分の2以上とかというようなことを設けるのか、それとも通常と同じように、ある部分、事後柔軟に改正していけるようなつくりにするのかというあたりは、資料4の2ページのところに専門部会の条例の組み立ての一番最後のところ、条例の見直し・評価等というところの中で条例の見直し規定というところと、それからあとその下に条例の評価というところがあるんですね。この辺の意味合いを十分議論して決めていく必要があるんじゃないかなと。

この場合の評価というのは、条例そのものを評価するのか、この条例に基づいて他の施策とか、そういうものを評価するのかというあたりに変わってくると思うんですけども、条例そのものを評価してやはりこういうところが欠けていたとか、そういうような過不足について改正することになると、見直しについてかなり特別多数の可決要件を設けるとかというふうにしないうほうがいいのかという感じがしております。

辻山座長 はい。大体わかりましたが、議会のほうは何か。例えば説明によると、どちらかといえば理念型でいきたいというような場合に、例えば制度をつくる時にどうするとか、例えばここは住民投票条例を持っていますか、持っていないですね。持っていない場合に、例えば住民投票の制度を考えると、区民の権利としてそのようなものを設定しておいて、住民投票の制度は個別の住民投票条例でやりなさいと、こういう立場をとるのか、多くの自治体のように基本条例の中に投票制度をつくっちゃって、例えば署名要件は10分の1以上だとか、議会の申請があればやるよとか、長が発議すればできるよとかというような、そういう設計までやるか、そこで別れ道になってくると思うんですね、理念条例とそれ以外の細かく書いていく条例というのはですね。だから、そこら辺のところだけ心積もりしておいて、例えば区民検討会議のほうにも住民投票というのを投票制度とするか、あるいは合意をどう調達していくのかというような考え方でいくのか、多分まだ決まっていらないだろうと思うんですが、そういう形でやがて分かれてくるということになります。

そういうことで、今ここでこういうタイプでいこうという拳手とか、そういうのを求めませんが、これから一つ一つの話題のときに、一体どんな仕上がりを想定してそんなことを言っているのかというようなことを意識しながら、少し私も意見を聞かせていただくというふうに思います。

これは、それこそ今の段階ではまだ基本理念等ですので、どちらにせよ理念がきちり書かれていくということになって具体的な制度は出てきませんが、やがて権利義務とか、あるいは運営の基本原則というようなところへ来るとその問題にどうしても直面せざるを得ないので、そのときはきちりとそこで皆さんの意見を出していただくということにしたいというふうに思います。

ということで、きょうはこの問題は残っていますよということを確認しておいて、先へ進むということにしたいんですけどね、いいですかね。きょう決めなくてもいいでしょ。どうぞ、どうぞ。

齊藤委員 実は、うちのほうの目的の位置なんですが、これはやはりうちの中でも出たことなんですが、基本理念の下に目的がうちは置いてあるわけなんです。ところが、行政の方、議会の方は目的が一番上になっていますよね。この辺の位置づけというか、目的をどうするかというところを今我々も検討中なんですが、これはやはり目的が一番上のほうが何か意味合いがあるとか、そういうのはあるんでしょうか。

辻山座長 ここに並べるのは、どんな議論をして並べましたか、順位。どうぞ。

木全委員 やはり我々は条例に基づいて仕事をしているもので、つつい既存のものに発想をとられるというところはあるんですけども、まず何を目的にこの条例をつくるのかというのが

冒頭がないと、我々としては条例のつくりとしては非常におさまりが悪いというか、考え方をこれからまとめていく上で何のために、何を目的にこの条例を制定したのかというのは、やはり冒頭にあったほうがはっきり次に読む方たちにも意図が伝わっていくのではないかなというふうなことは議論しましたけれども。

辻山座長 うん、議会も大体同じようなことですか。はい、お願いします。

山田委員 今言われたとおりだというふうに思うんですけども、条例を我々はつくるわけですからね、この条例は何のためにつくるのかということをもまず一番最初に言う必要があるし、また条例をつくることによって何を達成しようと、何を獲得しようとするのかという、そういうことについても目的の中に簡潔明瞭に明らかにするというのは最も必要なことだというふうに思うんですね。したがって、目的は普通の場合は一番最初に来ることだというふうに思います。それから、さっきのことでちょっといいでしょうか。

辻山座長 はい、はい。

山田委員 条例の基本的な性格ですけれども、議会のほうは冒頭に結構この点については議論をしたんですね。それで、基本的には理念的な、そういう性格の条例にしようということを議会としては全員でそういう理解でそもそも検討に入ったわけですけれども、ただ理念だから漠然とした抽象的なことを言っていればいいということじゃなくて、例えばさっき話があった住民投票についても、住民投票を行うことができる、あるいは行うでもいいんですけれども、行うか、あるいは行うことができるということを条例の中で明確にすると。ただ、実際のやり方なんかについて条例の中でずっといくと、住民投票だけじゃありませんからね、もう莫大なものになっちゃうわけで、そういう具体的な問題については関連条例の中で、我々はぶら下がり条例と昔よく言っていましたけれども、関連条例の中できちんとフォローしていくと。

さっき藤牧委員のほうから話がありましたように、新宿区の場合は自治の基本に関するそういう条例というのは結構、今までつくっているんですね。コンプライアンス条例もね、それからパブリック・コメントはまだ条例でなくて規則ですけれども、ほかの自治体が基本的にやっているようなことは制度として既に持っているということがありますからね、そういう新宿区の実態からしても、この条例というのは要するに理念条例であるべきだし、あったほうがいいのではないかなというふうに思っています。

それで、きょう、別に確定したことを決めなくてもいいというふうに思うんですけども、全体的に理念条例でいきましょうというふうなことはそれなりに合意がなされていないと、次の議論というのはなかなかしにくいことになるんですね。条例の検討をしていくときに例えば行政手続法、条例でもいいですけども、そこに入った場合、行政手続のいろいろなことについて議論をするのか、しないのかということに直接かかわってきますからね。したがって、私としては基本的には理念条例でいきましょう、しかし必要なことはこの条例の中で盛り込みましょう、細部については別の条例できちんと下請けできるような、そういう形にしましょうと、そういうふうなことにぜひしたいなというふうに思っています。

辻山座長 大体いいですか。つまり、整理するとね、制度の設計だとか政策内容というところに余り踏み込まずに、それは個別の条例に送るような形で、基本条例は理念または原則というふうなことを重視するというぐらいの緩やかな合意ぐらいは必要ではないかということですが、どうですかね。どうぞ。

高野委員 区民検討のほうは、先ほどの説明の中でその辺の話をあえて触れなかったんですけども、今、斉藤委員が言ったように、どっちが上の下のというところで、じゃ法令は通常、第1条というのは目的ではないかという、そういうふうな話も出ていて、じゃよく考えてみると理念がどっちなの、こうなのというより、結構緩やかというか、余り決めつけないで、最終的に1回全部なめてやってからもう1回やるというほうがなじむのではないかなということ、じゃそれをどこに入れたほうがいいのかというところは、本当の意味で前文を含め全体を見ながらやっぱりその部分の検討が必要じゃないかというところで、すみません、落ち着いております。

だから、今みたいに理念とか、あるいはまちづくりとかというふうな、結構答えを求めないで緩やかにやったほうが結構いろいろな面が見えるのではないかなということでは動いています。

辻山座長 なるほど。そういうことだそうですので、一応この違いもわかってきて、そういう意味では区民検討案はなぜ目的は2番ですかというふうなことを聞いてもしょうがないよということでしょ。

高野委員 そうです。

辻山座長 はい、どうぞ。

久保委員 齊藤委員が言われた点で今も話になったんだけど、区民検討案の基本理念というのは、よく読むと目的なんですね。ほかの2つと同じように、後ろから読んでいくとわかるんです、この3つを。これ、目的とできるんです。それで、内容が目的になっているんですよ。だから、皆さんも全く同じように僕は感じるんですね。たまたまここが基本理念でくくっているから基本理念と言うけれども、住民自治を基本とする自治体にするためにという目的なんですよ。2番目も3番目もそういうふう読んでいくと目的になり得る問題ですから、余り違いはないよという感じがしますけれども。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 御指摘のとおり、そういう討議もありました。それをよく分けて見ると3つに分けられるだろうと。それは、新宿区は基礎自治体であるという1つの考え方と、それからもう一つは、区政の趣旨というのは一人ひとりを大切にしようということと、それから自治の主体は区民だよという部分が3つの柱として見えてきているわけですから、今御指摘のとおり、本来は基本理念と目的をくっつけてもいいんじゃないかという討議もありました。

ただ、先ほど高野が言ったように、一応それなりにもう1回全部スルーしてから、この項目の順番立てあるいは項目自体のみ込むとか、いろいろな作業があるんじゃないかということで、すごいフレキシブルにしているというところであります。

辻山座長 はい、どうぞ。

齊藤委員 例えば、3者の最終的に意見をすり合わせる際には、どのようにして最終的にすり合わせるんですか。

辻山座長 さあ、それはこれから皆さんで開発していただかなきゃいけませんけれども、私としてはどっちかがもうくたびれ果てて、いいやと言うまで議論するかなと。

齊藤委員 今、資料を見させてもらっていると、行政のほうの資料とうちのほうのつくっている資料ではちょっと温度差が違うという感じがするんですけども、我々がつくっているほうはもう区民主体の、常に我々だということがあるんですけども、やはり区のほうでつくっているのはその辺がちょっと薄いような感じがするんですけども、これをちょっと見てどうやってすり合わせていくのかなというふうに、今、不安がちょっとあったんですけども。

辻山座長 そうやってすり合わせていくんです。これ、やっぱり専門部会案は何かどこかの法律の教科書を持ってきたみたいですねとか、そういうことを言いながらね、区民が存在していないんじゃないですかとかさ、ということだろうとは思いますが、具体的にどうやってやるかという、今はとにかく意見をぶつけ合わせておいて、これ、検討連絡会議でやっているというのは、最終的にはできれば条例案にまで高めていきたいわけでしょう。そうじゃなくて答申を書くだけだったら区民検討委員会の答申でいいわけですから、だから今突き合わせているのはそのことだから、第2巡目とか2.5巡目ぐらいのときに「てにをは」まで含めて、その文字を入れちゃまずいだろうとかというようなことになる。そのための今、意見交換をしておいて、我々はこう考えているんだということを相互に出しておかないと、言葉を詰めるときに、まさに我々の想定していたというだけでは済まないものがあるということですのでどんどん、なぜそういう言葉を使うのかとか、順序はなぜこうなのかとかということも本当は議論しておいていただきたい。

ということで、中身にちょっと入りましょうか。

齊藤委員 もう少しうちのほうの検討されたところも含めながら、よろしく願います。こう

いうふうに言っておいていいですね。

辻山座長 はい、はい。

斉藤委員 はい、わかりました。

久保委員 専門部会の人にちょっと聞いておきたいなと思っているんですけども、私たちのほうは一応最後まで一通りやったんです。今、二通り目の最初に入ったんですが、四通りはやらなきゃいけないと思っている。そのためにほかの区民案とか専門部会案のを参考にして2巡目、3巡目に生かしていきたいんですね。そのために聞きたいんですけども、皆さんから出ている用語の定義の中の区民の定義の「区内で地域活動を行う人」になって、で「区内で活動する地域活動団体」となって、ただ個人と団体の違いだけが、一字の違いというのがよく僕にはわからないの。

それと、2つ目にある、さっき説明されたけれども、区民から住民に修正する動機とか理由とか、これをもう一度教えてほしいんですけども。

藤牧委員 用語の定義なんですけど、とで、まず自然人と法人というような大きな分け方をしようじゃないかということから出発した経過があって、こういうふうになっています。その後常にもこの部分に振り返ってくるんですね。その後の議論がまたこっちに戻ってくるというような経過がございまして、先ほど申し上げたように、例えば地権者と言われるような土地所有者とか、そういうような、例えば都市計画手続というの、あれもやはり1つのまちづくりの自治的な手法ではあるというふうに理解した場合に、そういう人をどこに入れようかというふうになってきて、まだ明確にここに落とし込んでいないということではないのかなという、言ってみれば仮置きのこういうふうに定義しているということで、そのところでやはり基本構想の区民の定義というようなものをもう少し具体的に落とし込んでいくとどういうふうになるんだろうかというふうな観点で今考えているというふうなところでです。

それからあと、2点目の御質問の自治のめざすものというところで、区民の福祉が実現されるという言い方を住民というふうに言いかえた動機なんですけど、これは前回のときにもいろいろと議論になって、これらの自治の仕組みですね、そういうものがだれのためにそういう仕組みを構築するのかなといったときに、その先にあるところを広い意味でとらえた区民ひとしく福祉が実現されるというようなことは当然理想としてはもちろんあるんですけども、なかなかそういうのは実際には難しいのかなと。そういうときに、前回の議論の中で濃い、薄いみたいな、優先度みたいな、何かそういうような御論議があったかと思ひましてもう一度議論したところ、ここは住民の福祉というふうに言いかえたほうがいいのではないかとということで修正させていただいた次第です。

辻山座長 いいですか、僕からちょっと今ので質問ですけども、ということは住民の定義をどこかへ置くということは想定されているわけですね。

藤牧委員 やはりその辺は必要になってくるのかなと思っています。住民の定義は、今ここでいうところの住民というのは、私どもは自治法で定義されている住民ということを念頭に置いてありますけれども。

辻山座長 区内に住所を有する。

藤牧委員 はい。ただ、それをもうちょっと自治の仕組みなり理念というものが、仕組みそのものをすべての人に効果を及ぼすということを目的とするということであればやはりここは区民でしようけれども、だれのための仕組みなのかということになってくると住民なのか。その辺が少し循環論法みたいになっちゃって、だからこれは私どもの中では今後また、これ以降の区分の議論の中でもう一度、常にこのところに立ち戻って議論をしていかなきゃいけないなという、そういうことなんです。

辻山座長 文章を書き始めるときに主語をどっちにするかと必ず出てきますからね。

久保委員 その点で1点だけ。ここで議論はしたくないんですが、参考までだから意見だけ言わ

せていただくけれども、新宿区内に公衆便所を必要なところに設置して、きれいに本当に気持ちよく使えるようにする、僕はこれも福祉だと思います。この公衆便所を利用する目的は当然住んでいる人のため、区内で働いている人のため、それから学校へ来ている人のために公衆便所をきれいにする、それが新宿区の目的だと思っているので、住民だけしか使っちゃいけない福祉という考え方は、僕はおかしいと思って聞きました。議論はしません。

辻山座長 なるほど。はい、山田委員。

山田委員 折戸委員が補足説明されましたよね。それで、折戸委員の話を私なりに聞いているとね、じゃ何で区民が住民になったのかなというふうに一瞬思ったんですよ。私は、福祉を非常に狭義にとらえると住民ということになるのかなというふうにはもちろん思いますよ。例えば手当をだれがもらうとか、税金をだれが払うとかという直接的な行政との関係でいう、非常に狭く考えると区民が住民になるというのはわかるんだけど、しかしこの文章は要するにそういう福祉が実現される地域社会を創造するというわけでしょ、地域社会を創造するのが主なんだよね。そうだとするならば、むしろ前の区民のほうがかえって文章的にも、あるいは区政がとるべき考え方からしても妥当なのかなというふうに思いました。そういう私の印象があったという。

もう一つ、ちょっと関連して区民検討会議のほうにお聞きしますけれども、条例の位置付けなんですよね。条例の位置付けについては、ほぼ3者とも似たようなことを言っているんですけども、区民検討会議の枠外に最高性を担保する仕組みが必要であるというふうに述べられておりますわね。これは恐らく、例えば制定をするときに住民投票でかけるとか、あるいは議会で3分の2以上にするとか、そういうことが議論としてはあるわけですけども、皆さんの中で検討された意見として出たのはどういうことなんでしょうか。この最高性を担保する仕組みが必要だという、その必要の。

辻山座長 はい、どうぞ。

高野委員 簡単に言うと最高規範といっても言葉だけだろうと、それに担保するものは何もないから、それを担保するための仕組みだとか、いろいろなものを考えて、それを確実に本当に最高規範なんだよねという部分を明確にして初めて最高規範というのが出てくると思うので、そこまでだからその意味で特別な部分でいろいろな条例の見直しを全部するのかどうかとか、そんなの議会がやるのは当たり前だよとかという、そういう話もやっぱりありましてね、でもそうするとそれを信用しないんじゃないかと、それをやっぱりここで話し合いながら区民がそういうことまで考えているということを出して、初めて意味が改廃も何も全部それを行政のほうは最大限尊重しという言葉がいいのか、それとも本当に最高規範なのかという部分の、そこはやっぱりこれからどんどん検討していかなきゃいけない。でも、行政のほうは最後のほうに条例の見直しだとか、あるいはその評価という形での項目を設けていますので、そこだけで責めるということは余り適切ではないんですけども、そういうふうな考え方でしているということでもあります。だから、その部分が本当に間違いなくできるということであればこの言葉が消えると、留意事項がなくなるということでもあります。

辻山座長 はい、どうぞ。

山田委員 制定をするときにどういう制定の仕方をするとか、改廃をするときにどういう改廃の仕方をするかというのは学術的にもいろいろな案がありますけれども、要するにそういうことを想定しているということでもいいわけですね。

辻山座長 要するに、要件を設定してね、それをクリアすれば規範性が高まるよみたいな、普通議決から3分の2にするとか、そういう手だてですかということ。

高野委員 はっきり言って、区民サイドでも今まちづくりに関する条例が幾つあって、どういう流れでそれがつくられて、そういう政策施行的なものでつくられていることがわからないので、今その部分に対してどうですかと言われても、答えを出すことはちょっと難しいと思います。だから、それが全部出てきた時点で、こういう理由でこれはつくってきたということが明確になれば、そこで本当に最高規範ということが言えるんじゃないかというふうに考えます。

辻山座長 最終のところまでにこれは決着がつけばいいというふうには思っているんですけどもね、その都度また。だけど、行政のほうはもう勉強されているんでしょ。例えば、現在の議会で条例を議決するとき3分の2を課すことはできないでしょ、法律上。普通議決するしかないでしょ。普通議決するその条例の中身を改正のときから3分の2にするというやり方はあり得るのかどうかというようなことね。つまり、次の議会に対する、言ってみれば言われなきハードルを上げているじゃないかという議論もありますしね。というような、何か議会運営上の理論とかというのを検討されてはいるようですが、そんなことを入れなくても、例えば第1条のところなりでこれは最高規範だよと言っているだけで、みんながそれを守ろうとすればそれでいいんだという考え方もあり得るしねというようなね、そののだから幅を徐々に皆さんで議論していくということになりますね。どうぞ。

藤牧委員 この辺の最高規範というところは、まさにここに書かれてあるところをまずやろうじゃないかと。それは、その他の条例については整合を図らなければならないということなんで、ここでうたわれているいろいろな事項、施策を形成するときの手続だとか、例えばそういうものがもし自治基本条例の中で定められたとしたら、他の条例も当然そういう手続にのっとって決めていくことになります。

あともう一つ、最高規範ということによって一番の憲法なんです。もう釈迦に説法みたいな話で恐縮なんですけど、憲法の第98条に「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と書いてあるのね。これがまさに最高規範たる担保ということで、じゃ条例の中で他の条例は整合性を図らなければならないということではなくて、この基本条例に反する新宿区の定める条例はその効力を有しないということまで書き込めるかどうかということについては、なかなか法理論的にどうなのかなというところがちょっと議論になりまして、かなり義務規定のように整合を図って、条例だけじゃなくて計画とか要綱とか規則もそうなんですけれども、整合を図るよう努めなければならないじゃなくて、整合を図らなければならないという落とし込み方で最高規範と。

あとは、特別多数議決については研究中です。そういうことを、ハードルを高くすることが逆にいいことなのかどうか（座長「そうですね」と呼ぶ）ということもありますので。

辻山座長 というようなことで、この留意事項に書かれていることは具体的なハードルを書き込めということの意味しているわけではないという意味ですね。それも含めて考えて、留意しているということですね。

辻山座長 どうぞ。

木全委員 今に関連して、若干私どもの最高規範としというところで、専門部会案のところでは自治の基本を定める最高規範としというふうな形で、自治の基本を定める部分における最高規範ということで、若干制限的に最高規範というのをうたっているというのも今藤牧委員のほうからも説明した部分も含めて、そういったことになっていると。非常に最高規範であっても幅広く政策まで及ぶことによって、先ほどの中で言えばハードルを高くすることによって、今後つくるものというのが相当制約を受けてくる。例えば、この後考えられて具体化するのかわかりませんが、例えば文化とかね、そういったものに対する基本条例をつくりましょうというのが出てきたときに、ここで最高規範としてすべての条例とか施策についてまで縛りがかかることがかえってその後の時代の変化ですとか、多様なニーズにこたえていくときに、とりわけ項目がたくさん、条文がふえてくるに従って、それらすべての施策について非常に高いハードルをかけるとすべての条例が矛盾してきてしまうというようなこともあるので、やはり我々は今回の自治基本条例ということで考えると、自治のあり方についてということの中で最高規範というふう考えたほうがいいんじゃないかというふうには若干議論したところです。

辻山座長 なるほど。どうぞ。

喜治委員 今お伺いして専門部会の方の案というのはすごく踏み込んでいて、むしろかなり積極的な、むしろ本来区民のほうがそこまで突きつけなくちゃいけないところまで検討していただいているのかなというのがわかったんですけども、行政の議会の方々もこの最高規範性というところで同じような文言では書いていただいているんですけども、どんなことをお考えになっているのか。それこそ山田委員の質問に質問で答えるような感じになっちゃうんですけど

れども、改正のときに3分の2とか、あるいは住民投票を課すんだとか、何かそういうところまでお考えが及んでいるかどうか、そんな話も少し聞かせていただければと思います。

山田委員 議会として決定的な議論をしているわけじゃないんですけれども、触りだけはやったんですね。最高規範性を持たせたいというのは、それは皆さんと全く同じですけれども、ただ制定とか改廃に当たってどうするかというのは、これは私の考えですけれども、定着の度合いによるんじゃないかというふうに思っているんですよ。自治基本条例が制定されて、住民から広く受けとめられた。住民共有のものになったとしたならば、私は制定・改廃についてそれなりのハードルを設けてもいいというふうに思っている。

ただ、残念ながら今の段階では、自治基本条例について多くの住民の皆さんが理解をしてこの条例の制定を見守っているという、そういう状態には必ずしもないわけですね。そういう状況の中で、ほかの条例と違うハードルを設けるといえるのは、要するに区民の意識の実態に合っていないんじゃないかというふうに思う。したがって、要するにこの条例については最大限これから我々も区民の皆さんに周知をして理解をしてもらいますけれども、今度制定するに当たってはほかの条例と同じようなやり方をとらざるを得ない。これからどうするかというのは、定着の度合いに1つはかかっているんじゃないかというふうに思っている。

辻山座長 うん、そうなんでしょうね、きっとね。

久保委員 どうも専門部会にはわからないことが多いんですけれども、自治基本条例という案ですけれども、自治基本条例をつくらうとしている私たちの自治というのは何かといったら自治体政治の自治であってね、自治という特別なものがあるわけではなくて、地方自治体の政策が自治なんですね。そういう意味では、すべての政策にわたっての最高規範でなかったら、最高規範としての自治基本条例の僕は意味がないと。自治に限ってやるなんていうのは、自治というのはすべての新宿区の政策を言っているんでね。揚げ足を取るようなんですけれども、実はきのうもその論議を小委員会でやって、私たちは自治という言葉にだけ限っちゃってやるべきじゃないというんで、それはそうだねということになっただけにちょっと言わせてもらいたいなと。

辻山座長 ちょっと条件も悪くて、国は教育基本法、農業基本法とか、いっぱい基本法を持っているけれども、最高規範は憲法という別の呼び名なんですよ。だけど、自治体の場合は環境条例と言ったり、文化条例と言ったり福祉条例、いっぱい基本条例があって自治基本条例があるというふうに同じ名称なんで、基本条例のところがですね。何か上に置くような感じが出てこないんですね。おっしゃるように、環境基本条例があろうが、福祉の基本条例があろうが、自治基本条例はそれらの基本条例をやはり束ねるような、そういうものでありたいというのが多分この最高規範という意味なんでしょ。だから、言葉がないし、法理論上も条例は条例ですという、基本条例であるが何だろが条例は条例ですということを言いますのでね、そこのところはおっしゃったようにどう成熟させていくかという運動論のようなことにかかわってくるのかもしれないな。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員 すみません、今のお話で、ですから同じように条例というけれども、でもまさに自治というのはこの新宿区をどういうふうに動かしていくかという本当に基本となるところであるから最高規範という言葉がここに出ているんであって、私も久保委員とちょっと似たような、専門部会の方の御説明からちょっとそういうことを感じました。だからこそ、ここで最高規範ということが少しいろいろ意味合いは違っても言われているんじゃないかと思います。ということが今のことについてですけれども、あと少しほかにお聞きしたいことがありますけれども、でも後にしたほうがよろしいでしょうか。

辻山座長 いや、話題を絞っていませんから、どうぞ。また戻ってもいいですし。

樋口委員 議会のほうの案のところ、理念のところ「理念は目指すべき方向を表現するもの」ということで、非常に幅広いとらえをしていらっしゃるかと思います。この場合の理念というのは、そうしますと何の理念というふうに考えたらいいのか。それはこの線の引っ張りぐあいと原則というところに理念があるわけですけれども、これは自治基本条例という中の理念というとらえと、余りにも大きくなっていて、その辺のところの整理がちょっとよく私の頭

の中でできないということが1つあります。どういう感じで、つまり前文的な意味の理念ということなのか、自治基本条例の中での理念といった場合に何の理念なのかがちょっと具体的によくわからないということがありました。

それからもう一つ、ちょっと別のことですけれども、原則の中の5番のところで地域自治の尊重（地区内分権）ということが書いてあります。これを入れられたということは、議会として地域自治というものをこの条例の中に強くといいますが、はっきりとといいますが、位置づけるとい意味合いで多分お入れになったんだと思うんですけれども、少し意図するところといいますが、ちょっと御説明いただけたらと思います。

辻山座長 どうぞ。じゃ、あざみ委員から。

あざみ委員 この理念というのは、新宿区での自治での理念です。新宿区の自治ということ考えたときに、地球とか国際性というような大きいことが入っているんですけれども、でもやっぱり新宿区の自治を考えたときにそこまで考える必要があるんじゃないかという、前回は多少この辺の話はしたかと思えますけれども、もちろん住民、住んでいる人から出発をするんですが、30万区民だけではない昼間人口、それから行き交う人々ということで考えると、もう100万、200万単位の人たちが行き交う新宿区の自治を考えたときに、非常に重い責任をこの条例をつくるに当たっては持たなければいけないんじゃないかというようなことを相当議論しまして、地球環境の保全というところまで話が及びました。

ですから、ほかの区民とか専門部会のところと比べますと、ちょっとでかいことを言い過ぎているんじゃないのと正直思っているんじゃないかと思うんですけれども、私たちがちょっと熱く議論したときには、これは本当にふさわしいねということの中で思って、もう1回、2巡目に今度この辺が入ってきますので、もう少しちょっとクールな状態でもう1回議論したいかなというのは思いますね。

辻山座長 はい、どうぞ。

小松委員 私は2巡目になっても余りここの考えは変わらないところがありますね。やはりそれは自治基本条例というそれぞれの地域地域で考えていくものだとすれば、新宿区というまちはどういうまちだろうということをやっぴり第一番に考えないといけない。本当にあらゆる税金も投入していただいて、社会的な基盤も望むと望まざるとにかかわらず、住民にとってこういうまちになったわけですから、これによって反映もあれば、あるいは環境の崩壊もあったり、いろいろなことがあります。それがとりもなおさず新宿区の今の実情。世界じゅうの人がまた新宿区に来る。こういうところに住む私たち30万住民というのはどういう気概を持つべきかという、この新宿というまちの自治基本条例はどうあるべきかということをはとんどの時間、私たちは検討したんです。

ですから、私はちょっとここで目的のところでは議会が出しているものと区民検討委員会、専門委員会とちょっと違うところがあるのかなということが、例えば議会はそれこそ一番最初に言いましたけれども、市民ということを中心として、さまざまなものは市民のため、区民のため、住民のためにあるんじゃないかと、政治の本質というか、そういったものを追求してこうということ。ですから、ここで議会の目的は「自治の基本理念、区政運営の基本原則及び基本的事項を定め、区民が主人公の自治の実現を図る」と。自治の実現の中に区民検討委員会の皆様と専門委員の皆様が出ているここですね、地方自治が中央集権に対してどうあるべきかという姿勢が区民検討委員会の皆様と、それから専門委員からは出ていると思うんですけれども、私たち議会側のほうはそれほどそこは大きく出していない。政治の基本をうたっていく、そういった自治基本条例にしようかなということが初めの話し合いの中で実はあったんですね。

ですから、そういうことも踏まえて考えると、地球環境とか大きなことということよりも、新宿区は世界の中では大都市になったなということ、私はやっぱり新宿区の果たすべき使命というのがあるんじゃないかと。これは私、一貫して、そういった新宿区に住む、新宿区の住民は、あるいは新宿区にかかわりのある区民はどのような気概を持つべきか、そういった気概を持つ人たちがつくる自治基本条例というのはどういったものになるんだろうというふうなことを考えるのが大事だなと。それは世界の中において、やはり地球環境の保全にも新宿区が一步踏み出して世界をリードするぐらいのそういったものをすべきじゃないかなと、こういうことで話し合ったんですよね。勝手に私が言っているんじゃないかと、これはさんざん6人で話し合ってたところですから。私は2巡目になっても、これは変わらない。（「地域自治」と呼ぶ者あり）

地域自治は、ここも私たちはいろいろな新宿区という歴史がありますから、分け方も根本副座長もこの前申し上げましたけれども、昭和22年以前の3区の体制のときの名残、これは氏子町会なんかの例に見ますとそういったさまざまな、あるいは消防とかありますよね。だけれども、昭和22年の本当に昭和の合併じゃありませんけれども、新宿区が誕生した。新たな10の分け方というのでもう64年間進んできて、その分け方で地区協議会というのが発足して始まった。この動き方、この発足の仕方というのはさまざま問題があるけれども、そこは今後あり方を検討していけばいいんであって、この分け方というのはそこを尊重して、64年間というものは尊重しないといけないんじゃないかと。そんなさまざまな意見をしながら、それに基づいて64年間動いてきたわけですから、そういった地域割りというのがやはりさまざまな地域の福祉なんかを考える場合には、そういった住民の皆様の目線、区民の皆様の目線というのが区政を運営するには必要なんじゃないかと、こういうふうな考え方のところにとりあえず今の段階では至っています。これからも研究は必要だと、地域割りに関してはですね。地区内分権ということに関してはさまざままだ課題が多いなど、こういうことは私たち、小委員会でも問題として残っております。

辻山座長 それを基本条例に書くということは、要するにコミュニティ施策というようなものじゃなくて、自治の基本的単位の1つとして憲法上の地位を与えちゃうと、地域自治にという趣旨ですね。

小松委員 この分け方の中の単位として人々の、これは地方自治法には基づかないで、条例で法律的な重みを持たせるべきじゃないかと、こちら辺までは全体的にはなってきています。

辻山座長 なるほど。

どなたか今発言されようと思いました。ああ、すみません、野尻委員、どうぞ

野尻委員 議会案の理念ですね、今御説明いただきまして、私も初めに自治基本条例に応募いたしましたときは、全くこれと同じことを考えておりました。もう理念中の理念だと思って、こういうものが盛り込まれればどんなにいいか、満足できるものになるかなと思いました。実際に始めてみますと、なかなかこれだけの理念中の理念を実際に区政の中で運営していく上では非常に難しいというか何と申しましょうか、理念の条例でありながら具体性も持たせるところになりますとなかなかここまではやりにくいのではないかという気がいたしまして、区民会議の中ではまだ前文についての具体的な検討は入っておりませんけれども、やはりその中にこの理念中の理念を持っていきまして、実際に基本的な考え方の条例の基本理念ということで区民会議のほうはこういうふうには押さえたわけですね。

それで、あと専門部会のほうの基本理念、自治のめざすもの、先ほどから出ています区民を住民の福祉にしたということなんですからけれども、この辺はさらに小さくといいますか、本当の理念といいましょうかね、その辺がもっともっと具体的といいますか、考え方が大きなところでは一緒なんでしょうけれども、実際に細かくしていくとこういう住民の福祉という言葉が出てくるのかなと。私も住民の1人ですので、このような保障されるといいですか、大変ありがたいんですけども、やはりこう書かれなくても当然のことですし、その前の「個人の尊厳と自由が尊重され」というところは、まさに人権の尊重ですね。ということで、人権の尊重が生きる権利は人間ならだれでもが持っているということにすぐに住民の福祉ということが入ってきますとね、ちょっと矛盾といたらいいのかわからないのか、どういうふうに申し上げていいのかわからないんですけども、ちょっとなじまない。その後また「(多様性、共生、持続可能性をもった)地域社会の創造」と、やはり住民は区民の中の第一義的に位置づけられるところにあっても、やはりここは区民の福祉というふうには押さえていただくというほうがよろしいのかなと思いました。

辻山座長 どうですか。

小松委員 私たちはできるだけシンプルな、ですからそういう意味においては住民とか、そういう表現にせずには本質、本当に人々のために政治があるんじゃないかという本質をいろいろと束縛しない、そのところを追い求めていくという形の自治基本条例づくり。ですから、余り縛りもなく、多くの考え方の人がいっぱいいるわけですから、その多くの人たちに自治基本条例を知ってもらって本質を気づいてもらうという、自分たちが主役なんだなということを感じてもらおうというためにはできるだけシンプルに。また、それがいかにも大都市新宿区にふさわしい、世界都市といいましょうか、風格ある自治基本条例になるんじゃないかなということで、できるだけ

文言は減らす形で考えているところです。

辻山座長 はい。どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員 今の住民と区民のお話もありますけれども、少し前に区民検討会議さんのほうから専門部会案は区民の視点というか、そういうのが少ないような御意見がございまして、専門部会としては住民、区民のところもそうなんですけれども、その辺の区民の視点に立って議論をしているところなんですけれども、どの辺のところはその辺の視点が抜けているか、感じられないところをちょっと御指摘していただければ今後の参考になりますので、よろしく願いいたします。

辻山座長 どうですか。

高野委員 御指摘というか、自分たちの検討における論点というのが先ほど、要するに住民票を有しているかという住民と、それから区民という形でさっき自然人、法人という形の中の分けをして、じゃ単純に住民というのは、住民だったら選挙権とか、そういうのがあるよねとか、そういう細かな一つ一つを区切っていって、じゃ事業者は住民なの、それとも区民なのという話もしたり、それから区民と呼ばないで市民というとなんかどうなのという、それで前回市民なのか区民なのかよくわからない人がいるよと齊藤委員から話があったんですけども、そういうふうな規範概念というか、そういうのを含めるのかどうかとか結構検討してきました、それでその中でじゃ住民という中でもさっき藤牧委員から出た血が濃いのか薄いのかというふうな、そういう住民の分け方もあるんじゃないかと、そういうふうなこともやって、だけど住民だけでまちづくりできないよねというところで、じゃまちづくりはやっぱり主体は区民だよというところ。そうすると、そこで今我々のほうは、用語の定義は区民、本当にシンプルに書いたのはそういう含みがこれからいっぱい出てくるだろうと。それで、その中で区民という定義をもう1回考え直したり、いろいろな定義がここに付記されたり、もっと詳しく出さないと区民というのが出てこないのかなというふうな部分があって、一応そういう形で区切っていると。

実際は、本当の意味で主な意見として、新宿区はそんなちっちゃいことをちまちま言ってんなよというふうな話もあるわけですよ。世界一の世界都市にしたいのだから、これからだんだん空港が整備されて、どんどん外国人がいっぱい入ってくるのに、いや、それはさ、住民だけでいいよとかといって、福祉は住民だよって、それはないよねという主な意見もあったわけですよ。そうすると、新宿らしさって何という部分を問いただすと、やはり多様性があったり、やっぱり何でもオーケーじゃないですか新宿区って。それがやっぱり新宿区の魅力じゃないですか。そして、区長のまねじゃないんですけれども、新宿区を愛している人がそこに残ればいいじゃないですか。嫌いな人は出ていけばいいんだからね。だから、そういう気持ちでみんなが新宿区を愛したいと思っているから、だからもっとおおらかにいろいろな人が区民という形で参加できるような仕組みという。

だから、さっきあざみ委員が言われたように、外来者が、通過する人が区民だっていいじゃないのというふうな、要するにそういうふうな太っ腹でやるというのも定義かなと。だから、今のうちはまだそういういろいろな項目が検討されていないので、とりあえずこういう形での物のとらえ方と。だから、余りにもここで狭義な形でフィックスして答えを専門部会のほうで余り出してほしくないというのが本音の区民サイドの意見だと思います。ちょっとすみません、代表的な言い方をしました。

辻山座長 はい。個人的な……どうぞ、先にいいですよ。はい、どうぞ。

あざみ委員 理念のところではね、大きい話はしているんです、私たち。ただ、区民の定義については、実は働く、学ぶところまでだけなんですよね、活動を入れていないんですよ。それこそ行き交う人までは入れません。それは基本構想を議論したときに、議会側としてはそこまでは幾ら何でも違おうだろうというふうな議論をしたところだったので、なのでそういう現実があると。実際、新宿区はそういうまちなんだという認識に基づいた理念は理念なんですけど、ただだれのためにするのかという点については、私としては、住民はやっぱり基本だと思うんですね。

だから、結構、私としては専門部会から住民の福祉の実現というのが出てきたということはある意味驚きというか、これまで来街者まで含んで区民と言おうとしていた専門部会から出てきたということは、地方自治法に書いてあることですからね、基本的には住民の福祉の向上というの

が目的であるということは、そこに立ち戻っているのかなど。ある意味、うれしいところだったなと思うんですけども、その整合性だと思うんですけど。要するに、だれのためにするのかということと、新宿区はどういうまちであるかということとをどういうふうに整合性をつけてここに盛り込むのかというのは、もっと考えなきゃいけないことだと思いますね。単純に区民の定義を広げればいいのかという問題ではないような気がします。

辻山座長 じゃ、小松委員、どうぞ。

小松委員 区民と住民との違いというところで大きくは本当に権限を、決定権を担うところで明確に差が出ると。ですから、住民投票条例、こういうところできちっと区分けができて、あとはこの太っ腹なまちは通行する人たちの安全、あるいは災害が起こったときには通行する人たちにも力をいただかないといけないまち、こういったことで、2巡目になると今あざみ委員がおっしゃいましたけれども、区民の定義も私なんかだともっとシンプルなほうに、区民と住民ぐらいの区分けぐらいに私なんかは、この6名の中でもこここのところは、用語の定義はまたもう1回検討し直そうということまでは来ております。

辻山座長 どうぞ。

喜治委員 今、高野委員のほうから区民検討委員会でいろいろな話が出ているということを強調するために区民を広く考える考え方もあるよということがお話しいただいたということで、今、本当にいろいろな意見があるという段階かなと思います。

私は、個人的には今あざみ委員が言われたのと似たような考えを持ってしまして、専門部会がここを住民に修正してきたというのは本当に驚きで、そこまで踏み込んだかと、私はそういう意見を持っているのですごいなと思いながら聞いていたんですけどね。そういう意味で、いろいろな意見が今まだありますということで、どっち寄りにもでもないのかなど。ただ、多数派はどっちかということ小松委員的な、広くみたいな感じかなというふうには感じています。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 議会案の理念と原則についていろいろお話をいただいておりますけれども、私は結構ここにはこだわりがあるんですけど。理念ですけども、今、地方分権がそれなりに進んで、新宿区が持っている権限もかつてとは比較にならないくらい大きくなりました。いろいろ制約はありますけれども、随分自治体として仕事もできるようになったし、権限も持つようになったと。しかし、これからはより一層、そういう自治体の守備範囲を広げて、権限を含めていかなきゃだめだというふうに思うんですけど。その場合に、新宿区という地方政府が基本的にどういうふうな考え方に基づいて地方政府を運営していくかという、そこが理念にうたわれなきゃだめだというふうに思う。

例えば、市民主義というふうなことを言ってね、これは前回議論されましたね。何で区民主義でないのかというのは前回の議論のとおりだというふうに思うんですけども、要するに平和の問題についてもね、これはだれも考えていないと思うんですけども、新宿区民だけ、この地域だけ平和であればいいという、そういうことではないわけですわね。人権の問題でも、ほかの問題でも、環境の問題でも全部そう。要するに、地方政府が目指すべき、あるいはよって立つべき視点というのは、そこが第一になきゃだめだというふうに思う。そこを我々は理念としてきちんと訴えていきたい、うたっていきたいということでこういうふうな書き方をしております。私は、決して空想でもないし、より本当に現実的な自治体を持つべき姿勢だというふうに考えております。

それから、原則の中で地区内分権の話がさっきちょっとありましたけれども、私たちは今言ったような地方自治が置かれている、新宿区が置かれているそういう状況からすると、やっぱり都市内分権というのはより一層進めていかなきゃならないというふうに思っているんですけど。区民が自治体に参画をするルートというのはいろいろあるんだというふうに思うんですけども、最大限、要するに住民の皆さんがみずから納めた税金を使っていくという、そういうことを含めて参加をする手法、手段を設けなきゃだめだと。そういうことからすると、より住民の意向が反映しやすいような、そういうブロックづくりといいましょうか、それも必要だなというふうに考えております。

現在、地区協議会がありまして、新宿区は一定の経験をしておりますけれども、地区協議会を

それなりに想定しながら、そこをすべて前提にするということではなくてね、やっぱり地区協議会を頭に描きながら新宿区の地域自治区としてどういうことが必要なのか、地域協議会として何が求められているのかと、そういうことを考えていけたらいいなと。いずれにしてもそういう制度は必要だし、必要だから原則にきちんと掲げているということ。

辻山座長 はい、どうぞ。

久保委員 野尻委員の思いにやっぱりどうしても答えなきゃと思っていますけれども、議会のほうの理念が5つ並んでいるでしょ。これを私たちがつくろうとしている自治基本条例でどうやって生かすのよと、私も生かせればいいと思っていたけれども、どうやって生かすのよと言うんだけれども、生かせるんですよ。それが議会も2巡目に来ている方法なんですけれども、ここに5つ並んでいるでしょ、市民権から国際性・多文化共生。この前に新宿区をつけてね、そして右側に全部条例をつけるんです。こういう条例が、私たちがつくった自治基本条例があるからこそ、こういう5つの条例が新宿区にできていくということだから、内容にまで入らないから、ただこういうものをやるのが正しいんだという思いが書かれている自治基本条例になれば、そこからどんどんこれを受けて条例がつくられていくという思いでやっているから、うちは早いんですよ。もう2巡目に来ている。あとは4巡目で何とかということの実現はできると思うんです。そういうことなんです。

野尻委員 私も人権の尊重だけは前文に置いておくだけではなくて、これはもう本当に基本的なものですのでね、区民検討会議のほうでは先ほどありましたね、基本理念の中に高らかと入れてあります。「新宿区は人権を尊重し、ひとりひとり大切に作る区政を行う」、ここから私はこの先、例えば条例ができていくとすると、子どもの権利条約ですか、そういうのがほかの区なんかはありますよね、世田谷区とかも。新宿区はないんですね。だから、そういうところにまたこれが終わった後、発展していくのかなと。今おっしゃられるように、発展はどんなふうにも広がるということは夢見ています。

辻山座長 ちょっと口を挟んでもいいですか。もちろん理念の話をしていますのでね、それでもその理念を実現して少しでも満たされたい、少しでも豊かになりたいと思うのは、まづもってそこに住んでいる人たちだという理屈もあるわけよね。だって、そのために私たちは政府に参加して税金も払っているんだよということに対する説明力はどこかで持っていないと、それが二の次にされているというニュアンスを多くの区民が受け取ったらちょっと寂しいかなとかというようなことで、実はきょう、すごい話をしているんだなと私は実はわくわくして聞いていたんですけども、そのところが最終的なこの条例全体を貫くトーンになっていくというふうには思っているんです。私たちは何のために基本条例をつくっているんだらうかというようなことがですね。

少し時間も迫っているので整理と質問をさせていただきますけれども、理念と目的のところの考え方はね、両方とも一緒にしてもよさそうだしというのがあって、それは多分体裁のつくり方だろうというふうに思っています。考え方はこういうことですね、新宿区の自治の理念を実現するために、あるいは自治の理念を達成するために区政の原則を定め、そして議会・区民・行政のそれぞれの役割を定める。これを目的とするんですよというような全体の位置づけになるのかなと。そのときに新宿区の自治の理念というのを別立てで第何条に定める理念を実現するためにというふうに書くのかね、それとも前文ですっと述べてしまおうとか、目的の前に私たちは次の理念を追求しているんですというふうにやって、次に目的でこの理念達成のために原則、組織、その他を書きますみたいなことにするかという、そういう問題かなとっていて、流れはやはり自治の理念を実現するためにこの条例にこのことやこのことを定めますというようなことに、それが目的になるんだらうというふうなことをちょっと感じていたんですが、あとは個別に質問で答えは要りませんが、どこかで一度検討しておいてもらいたいなというふうに思っています。

区民検討会議の案から申し上げますと、理念の第1で「そこでは住民自治を基本として構成される」というところ、2つの意味で非常にユニークだなと思いました。さっと書くんだったら住民主権と書いてしまう。住民主権というのはほかにも出てまいりましたよね。それを書かずに住民自治としたのはなぜか。その場合に、住民自治として区民自治としなかったのはなぜかというふうなことについて、少し説明が要るかなと。

それから、基本理念の3番で、区民が地域の課題を解決するというのは重くないですかというちょっと心配があります、区民にとって。これが重いから自治体の政府をつくったはずじゃないかと私は思っているんですけども、そういうことですね。

それからあと、最高規範性について随分たくさんのお意見をいただきましたけれども、ちょっと欠けていた視点があったのではないかと思います。新しい条例の制定をしたり、あるいは前の条例の改廃をするときに尊重しろと言っていますけれども、基本条例は日常的に区民も行政もみんな尊重してもらわなきゃいけないので、その強調がちょっと足りないのかなというふうに思いました。

あとは、原則というものの扱い方がちょっとばらばら過ぎて、例えば議会案の場合には、原則というのは例えば区政運営のというふうにつけていいのですかね。さっき、理念は新宿の自治のというふうにつけて理念と読むとわかりやすかった、確かにわかりやすかった。ここは区政運営の原則というふうにしていいのか。もしそれでいいとすれば、第4番目の自己決定・自己責任がちょっと違和感があるなという感じですね。もちろん、これをどこかで入れることに何の異議もないんですけれども、この自己決定・自己責任のときの自己というのはだれのことを指しているのだろうか。これは政府として考えているのか、それとも公共団体としての新宿区ということか、区民それぞれということか、その辺が詰まってくれば区政運営の原則の中に座ることも可能なのかなという気がしておりました。

あと、専門部会のほうで少し補足をいただいて、関係権利者などについてというのをちょっと見落としていたなと思いますが、前回もちょっと地権者と出ましたけれども、そのことをどう考慮するかというのはありますけれども、実は私はもっと大きなものをどこの基本条例も見逃しているんじゃないかと思うんですけれども、現実にいるかどうかは知りませんが、ふるさと納税によって疑似区民になったり疑似市民になったりする人が登場してくる制度になっていますよね。そういうことは目配りが要らないだろうか。目配りすると、もう混乱して大変だろうなと僕はちょっと思っているんですけれども、どこも議論していないのですよ。要するに、寄附による住民というような概念が発生しているはずだと。ということは、関係権利者などを議論するときには、そこもちょっと入れてくれるとありがたかったなという気がしておりました。

あと、そういう意味では皆さん、心優しくやっておられて、例えば専門部会案の中の基本理念・基本原則の中に、区民は地域社会の課題を自ら解決していくんだよということを言っています。これ、区民案のほうも「自治の担い手として地域の課題を解決する」ということですね。自分たちで言うのはいいけれども、行政からは言われたくないというのが僕はあると思うんですけれども、それを双方の合意として書き込んでいくということになるのかどうかですね先ほど重いでしょと言ったのは、そういうことも含めてでありまして、果たして新宿区政府というようなもの、区政というものは何のために存在しているのかという、まさに政治の決定の問題として任務分担とは言いませんが、そんなこともどこかで議論しなければいけないかなと。

そしてもう一つ、最後に僕は個人的に言おうとしていたのは、小松委員が何度も言われたように、これはこんなまちにしましょうねというふうな話ではなくて、政治の原理原則を打ち立てることなんだよという、この考え方に私は大賛成でありまして、つまりここで扱っているのは何々をしましょうということを決める権利はいつでも区民にあるんだという、そういう区民と、毎日訪れて帰っていく区民たちとはおのずと違って、しかしそこで決定された利益を受け取るのは政治的権力を持っている区民だけではなくて、そこへ出入りする人たちも実はその利益を受け取るわけですね。先ほど来出ました公衆便所がきれいになっているとありがたいとか、道路のわきにきれいな花壇があると気持ち落ち着くとか、そういうことは受けますので、そのところの問題どちらに軸足を置けとは言いませんけれども、常に意識しておかなきゃいけないことだろうなと思って聞いておりましたんですけれどね。

実は私、こういうやり方をしているまとまるんだろうかという不安感に襲われながら運営しているんですけれども、これはあれなの、マイクが入っているから記録はとれているわけですね。そうすると、どっかで話し合われたことの柱か何かをやっておかないと繰り返しになるような気もするし、きょう合意されたことは何か、ゼロということ。ゼロはゼロでいいんですけれども、何かそういうようなことが必要ななというふうな気がしています。それとも、1巡はこのまま皆さんの記憶力と強い意思に頼って議論を続けていくか、こういう問題ですけどね、これは記録は...はい、どうぞ。

小松委員 私はやっぱ大きな自治基本条例、つくり方の1つの骨格というんでしょうか、そのところはまず3者で話し合って、そのところを決めないと難しいのかなと。だから、前文は後にしてとか、そして項目だって多いじゃありませんか、ばらばらじゃありませんか。そのところをどういう組み立て方をやるか、骨格ですね。そのぐらいのことは初めに3者で話し合って大きな枠を決めておかないと、とてもじゃないですけども、小委員会だけで、私たちだけで検討してもなかなかそれは将来のことを考えると悲観的にならざるを得ないんですね。どうですか。

辻山座長 どうですか。

高野委員 御指摘のとおり、いっぱい項目があります。これはあくまでもワークショップをやったときの項目出しをしたという状況なので、今、これから次の項目はどういう形でいくのかというと、じゃ住民の権利と責務ということに関連していくと、じゃ5番目の住民参加の仕組みだとか、それからその辺の部分の討議を1つずつまとめていくと、グルーピングしていくということになってくると項目が減ってくる可能性が多いんじゃないかと。だから、今ちょっと長い目で見ておいてくださいということでは言いようがないんですけども、だからそうするとある意味で本当の暮らしの多様性だとか、外国人だとか、安心・安全だとか、こっちに出てくる部分がどういう形でその中に埋もれるんじゃないかと、同じような項目に合わせてやっていくのかということとこれがこれからの区民検討会議のほうのどうも難しい部分をクリアしていかなくちゃいけないというふうに思っています。

辻山座長 そうですね。どうぞ。

久保委員 きのうやったんですけども、2時間のうち後半の1時間、その問題ばかりやったんですよ。区民検討委員会、それから僕ら、それから行政が真ん中に向かって一生懸命やっていたらいいけれども、こっちとこっちとこっちへ行っていたら、最後になったらどうするんだと。みんな、けんか分かれなっちゃうじゃないかと。だから、小松委員が少なくとも歩むあれはお互いに目指していこうよということをしているんですよ。そのためにはどういう条例にするかの骨格ぐらいは3者が確認し合っていなかったら、1年後にみんなそっぽを向いていたんじゃないよということをきのう、1時間やったんですよ。（「ああ、そうなんですか」「そう言われてもということなんですよ」と呼ぶ者あり）

辻山座長 はい、どうぞ。

高野委員 今、冒頭に自分たちのほうも理念型なのか、まちづくりなのか、そういうところを検討していますけれども、条例だとか、そういう部分がさっきも本当に理解して、こういうものに何が入っているのかということも理解していない人もいますし、理解している人もいますから、そういうふうなプロト、我々、全く何もない知恵の中で、じゃどうしようかということで、じゃとにかくは何ができるのかということと住民の自治、都市内分権を何とかしてもらおうよというふうなところの、要するに最初は烏合の衆のような部分があったんですけども、今だんだんまとまってきました、それを画一というか、かち取るにはどうしたらいいんだろうというところの今目的で来ていますので、ですからちょっと温度差というか、結局ドーナツの真ん中にみんなが行かなきゃいけないというところをやっぱりここに来ている人たちがほかの後ろにいる皆さんの意見を聞きながらまとめていくという形を持っていかない限り、ただずっと平行線だと思います。

ということは、失礼な話、行政はこういう目で見ているけれども、我々はいつもこういう目で見られているのでちょっと待てよと、平等じゃないんじゃないかとかということから始まっていくので、そうするとどうしても目線が違うので、その目線をどうやって一緒にしていくかということのほうは今小松委員から言われた方向性だけ決めようよというのが、まず目線が、相手が何を考えているのかということを知って、初めて次の段階で、じゃそう言っているんだったらこういうふう考えていくんじゃないかという考えもあったり、それから最初から少し勉強している人たちが、じゃそれはそうじゃなくて、こうじゃないのかとかという話で合意形成をしていくという方向が今のところできる範囲なのかなと思っています。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 自分は本当、私なんかは、例えば山田委員のようにもう何十年も自治のことで生き抜いてきた方と、久保委員とか根本委員なんかもう何十年とつかり切ってきた方ですよ。本当、私なんかこの中に自分が進んで入ったというよりは、いつの間にか入っていたということで本当に悩んで、もうこの自治基本条例というのは悩み抜いて、考えて、考えて、よく考えて、辻山先生のお話を伺って、政治は国民、区民、住民のためにあるんだと。行政はそのためにあるんだと。議員もそのためにあれば、区長もそのためにいるんだと、こういうことにはばっと頭がね、ぴらっとひらめきましたね、そしてそのところを、星を逃さないものができれば

いいんだと思って、後のことは私なんかは余りよくわからないものですから、前文があるんだよとか、総則だ、原則だ、こういういろいろなことをよくわかっている人がいろいろ言うてくれるわけです。それはそれで素直に、そういう組み分け方というものに、中の意見は自分の考えを言いましたけれども、そういう形で言ったんですね。

だから、なぜつくるのかということがしっかりわかれば、後の細かな組み分け方というのは、ある程度はこういう枠組みにしましょうというのはできるんじゃないかなと。ここができないと議論は進んでいかないような私は感じを持つんですけども、それが専門部会の組み分け方と区民検討委員会の組み分け方と私たちの組み分け方は違うわけですから、ここの大きなところはどうなんでしょう。

辻山座長 どうぞ。

樋口委員 今おっしゃっているのは、すみません、確認ですけども、要するにわきのこの項目が3者の中で違いがあると。ここのところの項目を合わせるということをおっしゃっていると解していいんですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ざっと拝見すると、議会案と専門部会案はそんなに違いはありませんよね、ですよ。こちらの区民検討会議案も10番から15番というのがちょっとほかと違うあれであって、後の部分については項目の名づけ方がちょっとあれかもしれませんがけれども、基本的にはそんなに違いはないわけで、この10番から15番というのは先ほどの議会案の理念のところのことなんですよ。（「そう、そう」と呼ぶ者あり）区民検討会議で10番から15番までこういう項目出しをしたというのは、先ほど高野委員がおっしゃったように、ワークショップの中でジャンル別に分けていくとこういうところが残っていたということで、これを私は、まだそこを皆さんと議論していませんけれども、自治基本条例の中でどういう条例文になるのかというのがまだそんな議論していないんですね。

ですから、ある意味では議会案の理念というところで野尻委員もおっしゃいましたけれども、そここのところでしっかりと押さえていくということで、むしろその後のことは個別の条例でかなりカバーができることだと思うので、ですからそういうような議論を区民検討会議の中でやっぱりこういう御提案もあったということでやることも1つの段階としては必要じゃないかと、ちょっとごめんなさい、私の意見です。

辻山座長 はい、どうぞ、高野委員。

高野委員 全くそういうふうに感じています。今回、資料4のところ、お示しで意図的に事務局のほうでつくっていただいて、ちょっと太い枠で囲ってありまして、そうすると今、前文、条例の基本的な考え方、住民（区民）の権利と責務というふうな分けと、そこには次はこういう部分が入ってくるんじゃないかという部分の話し合いの項目の分け方を事務局が意図的にしましたので、恐らくこういうふうな流れでいくと、先ほど御指摘があった部分というか、私のほうが説明したその他の項目ということで外国人とか暮らし方の多様性とか、安全性とか環境、平和、人権、教育だとかというところが来ますので、これがどういう形で入っていくかということであるから、だからこの区割りでいけばそんなにぶれてこないかなというね。

辻山座長 はい、どうぞ。

小松委員 そんなにぶれないと私は思うものですから、ここのところをまた3者のときに統一をするということはできるんじゃないかなと。ここの項目の書き方、表示の仕方を統一して、とりあえず1つは進んだという形にぜひ次回はできればいいかなと。

辻山座長 はい。

高野委員 独断ではないんですけども、一応これもみんなが出した項目ですから、むやみに統合していいとかということも一応合意を求めてやっていきたいと思っておりますので、そのグループで討議したいけど、どうということやっていければというふうに思っています。

小松委員 ぜひお願いします。それで私ども、先日の小委員会、そして私たちがこういう項目立てになっているけれども、区民検討委員会の方から出てきた、そちらのほうがいいなと思えば、我々は早い段階でそちらに変えないといけないからと、そういう統一が必要じゃないかと、こう

いうことを話しました。

辻山座長 はい。

高野委員 先日の副座長会議の中においてもその辺のニュアンスが伝わってきましたので、それで我々のほうの資料を極力早く出さないといけないという使命感は感じています。それに基づいて、スケールにはならないですけども、討議する材としてそれを御利用いただければというふうな考え方でいますと。一応1回打ち合わせをしてから、次、翌日とか、次の段階で皆さんで討議されるということもお聞かせいただいたので、だからその討議も1日、2日でまた来るんじゃないちょっと大変だよねという話も根本委員にはお話し申し上げたんですが、一応そんな流れで頑張りたいと思います。

辻山座長 はい。区民検討会議は毎回フルメンバーといいましょうか、欠席者という意味じゃなくて……のやり方ですか。

高野委員 毎回、全体討議をして、それで運営会という形で（座長「運営会があるわけね」と呼ぶ）最初12名がまた新たに……幾つだったっけ、15か、15名なんですね。その中には、この連絡会の人たちも含めてなんですね。いつも集まってくる人たちが大体少なくて26で、多いと30ぐらいしかないんで、そうするとお示したような数字からいったらほとんど運営会でやってみんないいよねというふうな部分で、でもその中でもやっぱり御自分の意見を発したい方がいらっしゃるから、その方をやっぱりお示しながら納得していただくまで討議したいというようなところですね。というところです。

辻山座長 はい、どうぞ。

山田委員 今、運営委員会の話がありましたけれども、前に傍聴したときには運営委員会での権限は、要するに会議の運営を諮るんであってね、運営委員会で議論して、その結論を全体会の中に用いるというのはけしからんとか何とか、そういう話があったような気がするんですけども、今の話はちょっと違う。そうじゃなくて、運営委員会の性格はそうじゃなくなった。

辻山座長 はい、高野委員。

高野委員 たまたまそのような形で発言された方がかなり欠席されていて、それでたまたまそこに臨場されたということで、その方も今、逆に運営会のほうに傍聴で来ているんですが、その中でも御自分で意見を発しているんですけども、特に座長として私は許可をしたわけではないんですが、余りかた苦しくやるよりは、じゃ意見も聞きましょうというような話になっているんですが、このスタンスは今後考えなきゃいけないんですが、一応あくまでも運営会というのはお示しするというか、こういう考え方があるんですよということを要するに運営するために意見集約して、最終的にこういう意見もあった、こういう意見もあった、こういうのもあったということをお示しして、それで最終的にみんなに討議しながら決定、この言葉でいいよねというまでの間、この言葉に関してみんなが討議していく。そうすると、討議のこれが決定事項ということを模造紙に書いて、それがまたペーパーになっているという。（「なるほど」と呼ぶ者あり）その過程も書いてありますので、だから欠席された方もそのペーパーを見れば、こういう過程の意見が出てきて、最終的にこれに変わったというところを事務局が結構努力してやってくれているので、その部分が見えてくると。だから、それは今山田委員から変わったのですかというか、最初から変わってなくて、そういう流れですとこれからもやっていくと。

ただ、さっき言った、ほとんど委員の数としては運営会のほうに帰属していますので、だからどうしてもそういうふうな形に見えてしまう部分はあるやもしれません。

辻山座長 なるほど。いや、大変だと思いますけれども、頑張ってくださいと思います。

それではね、今のような緩い合意で、つまり次回、大項目、中項目を固めるよということは、次回はまだしないでおいて、少し様子を見ていたい。例えば、きょうの理念の中にこれが含まれているので、理念のほうに入れればいいかなということ、区民検討会議のほうもあそこの3つ、4つのグループの細かい議論をしなくてもいいかもしれないというようなこともありますので、とりあえずは今のところはこの3者が大体出そろっている枠組みでやっているのですんなりに問題は

出ておりませんが、徐々に15項目のところは追いついてくるという、整除されてくるということは期待されるということだろーと思っておりますので、そしたらどうでしょうか。次回は、副座長会議みたいなので決めていただいているんですかね。住民(区民)のところをやるということですね、はい。ということです。それから先のこともちょっとやっておけと言っていますけれども、ちょっと時間があっても大丈夫でしょ。今のような御意見も受けて、枠組みをどうつくっていくかということも含めて、区民、市民のところをやった後、どうするかというのはもうちょっとペンディングにしておきましょう。

そうしましたら、ぜひきょうの議論も引き継いでいただいて(「座長、すみません」と呼ぶ者あり)はい、どうぞ。

事務局 今後の10月と11月のところの日程だけは、本日決めていただければと思っています。

辻山座長 ああ、そう。それでは、9月は入っているのね、10月から。(「8月は日程が合わないので、それで9月3日にずらしたという部分」と呼ぶ者あり)はあ、はあ。(「9月3日は8月分だということですか」と呼ぶ者あり)ああ、なるほど。ということは、9月をもう1回入れるのが理想的だというわけね。求められるというんですか。

9月、最低後半ですよ、そうすると。休みがいっぱいあるじゃない。9月最終週、可能ですか。9月って議会じゃないの。(「そうですよね」と呼ぶ者あり)ああ、そっか。(「24日とか25日は」「24日は決算特別委員会の1日目、25日は2日目ですね」と呼ぶ者あり)(「先生は24日とか25日は」と呼ぶ者あり)24日はオーケーです。25日はだめ。(「24日」「いいですよ」「連休明けですか」と呼ぶ者あり)ねえ、何か体、鈍っていきそうだね、このとき。頭も鈍っていきそう。いいですか、皆さん、区民の方も。(「9月24日ですか」と呼ぶ者あり)はい。

じゃ、10月。10月はそうだ、私のあいているところと言われたんだけど、19日、20日、21日。(「何曜日ですか」と呼ぶ者あり)19日、月曜です。月、火、水です。(「月曜日は私、だめだな。全国議長会の講演会がある」と呼ぶ者あり)月曜日、だめ。じゃ、20日だね。(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)行政のほうはいいですか、20日。(「すみません、私が出られません」「高野さんが出られないか」と呼ぶ者あり)それじゃ、だめだ。じゃ、22日でもいいですけど。(「22日はだめ」と呼ぶ者あり)だめね。(「20日から全国議長会」と呼ぶ者あり)ああ、どこでやるの。(「金沢」と呼ぶ者あり)ああ、そうですか。(「かなりのメンバーが来るんです。北海道の何とか先生」と呼ぶ者あり)神原勝さん。(「そう、そう」と呼ぶ者あり)じゃ、26日まで持っていくますか、あ、月曜、だめ。火曜、27日。いいですか。

そしたら、11月9日の週とか言っているけれども、近過ぎるんじゃない、これ。(「区民会議のほうの進みぐあいを見ながらなんだよね」と呼ぶ者あり)そうですよね、ええ。これ、大丈夫なんですか、9日の週に入れて。僕は9日、10日、11日、月、火、水とあいています。(「27日から9日の間にやります、高野さん、区民会議の検討というのは。この間、何もなきや進まない」と呼ぶ者あり)なるほど、そうすると2回分が。(「座長、すみません」と呼ぶ者あり)はい。

事務局 10月27日を開催日とするのであれば、9日の週は題材が多分余り出ていないと思いますので、とりあえず10月まで日程を決めていただいて、その経過で11月については日程を設定していただければというふうに思います。

辻山座長 じゃ、そういうことで決めました。

それでは、何か御発言されたい方、おりますか。はい、どうぞ。

事務局 1点、区民検討会議案の資料の中で修正していただきたい部分がありますので、お願いいたします。

基本理念の1番、「確立した自治権をもち」、その後の「そこでは」という4文字、これは削除しておりますので、大変恐縮ですが、「そこでは」を削除してください。(「最初に言って」と呼ぶ者あり)

辻山座長 しかし、そのレベルのことは、きょう議論になっていないからね。

それでは、ほかになければこれで終わりにさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 9時14分